

議案第12号

平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

静岡県駿東郡小山町

平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度小山町の宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ399,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月20日 提 出

小 山 町 長 込 山 正 秀

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 事業債		200,000	△38,000	162,000
	1 宅地造成事業債	200,000	△38,000	162,000
歳入	合計	437,290	△38,000	399,290

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		202,000	△38,000	164,000
	1 宅地造成費	202,000	△38,000	164,000
歳出合計		437,290	△38,000	399,290

第 2 表 地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
宅地造成事業	200,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	162,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3款 事業債	200,000	△38,000	162,000			
1項 宅地造成事業債	200,000	△38,000	162,000			
1目 宅地造成事業債	200,000	△38,000	162,000			
				1 宅地造成事業債	△38,000	1 宅地造成事業債 △38,000

2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2款 事業費	202,000	△38,000	164,000							
1項 宅地造成費	202,000	△38,000	164,000							
1目 宅地造成 費	202,000	△38,000	164,000							
							15 工事請負費	△5,050	(2) 宅地造成費 △38,000	
							17 公有財産購 入費	△32,950	15 造成工事 △5,050 17 用地 △32,950	